

家畜伝染病予防施行規則の一部を改正する省令の概要

消費・安全局動物衛生課
公布：令和8年5月19日

I 趣旨

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号）において、最近における家畜の伝染性疾病の発生の状況等を踏まえ、国内の防疫体制の強化及び効率化を目的として、豚熱のと殺対象範囲の見直し等を内容とする改正が行われた。

これに伴い、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。）について、所要の規定の整備を行う。

II 改正の概要

豚熱の疑似患畜について、家畜の所有者が全頭殺処分を行わなければならない都道府県の区域として、北海道を規定する。（省令第28条の2（新設）関係）

III 施行期日

公布の日